

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる翌日）

第二十一条第二項第一号中「二万九千円」を「二万円」に、「一万四千円」を「一万一千円」に改め、同項第二号中「四千円」を「四千二百円」に改め、同条第三項中「六千円」を「六千三百円」に、「二万八千五百円」を「三万円」に改める。

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則

目 次

◇病院局管 病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課）

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県営病院事業管理者 岡本範道

鳥取県病院局管理規程第七号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。